

不招請勧誘禁止を緩和する改正商品先物取引法施行規則の廃止を求める会長声明

当会は、2014年（平成26年）4月5日付けで公表及び意見募集がなされた商品先物取引法施行規則等の改正案に対して、同月28日付けで反対意見を表明したところ、経済産業省及び農林水産省は、2015年（平成27年）1月23日、商品先物取引における不招請勧誘禁止規定を緩和する内容の「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」（以下「本省令」という。）を定めた。本省令は、その第102条の2を改正して、顧客が65歳未満で一定の年収若しくは資産を有する者で、顧客の理解度を確保する等の要件を満たした場合等を不招請勧誘禁止の例外に加えたが、これは不招請勧誘を解禁するに等しいものである。

本省令は、不招請勧誘禁止の例外を確認する方法として、年収や資産の本人申告書面を差し入れさせたり、理解度を書面等で確認する等の方法を定めるが、本省令の下では、業者は、年収や資産の確認を口実に不招請の顧客に対する電話・訪問が可能となり、事実上、不招請勧誘を誘発してしまう。

商品先物取引の不招請勧誘禁止は、深刻な被害の発生が続き、度重なる行為規制強化の下でもなおトラブルが解消しなかったため、与野党一致の下、2009年（平成21年）7月に、法改正の上、導入された経緯がある（2011年1月施行）。この経緯からも明らかのように、定型的に不招請勧誘を禁止することが法の趣旨である。ところが、本省令では、商品先物取引契約の締結を目的とする勧誘を不招請で行うことを実質上許容することになり、法律の委任の範囲を超える違法なものと言わざるを得ない。

上記改正法の施行後も、商品先物取引業者が個人顧客に対し、金の現物取引やスマートC X取引（損失限定取引）を勧誘して接点を持つや、すぐさま通常の商品先物取引を勧誘し、多額の損失を与える被害が少なからず発生しており、不招請勧誘禁止の導入に至った実態に変わりはない。本省令が定める年収等の本人申告書面、理解度確認書面での確認を行う方法は、現在も多くの商品先物取引業者が事実上同様の手法を採っているが、業者が顧客を誘導して事実と異なる申告をさせたり、商品理解度については正解を予め教えるなどの潜脱行為によって被害が生じており、これらの方法が消費者保護のために機能するものとは到底考えられない。それゆえ、本省令が施行されるときには、商品先物取引における投資者被害が再び増大することが懸念される。

本省令は、かかる立法経緯及び被害実態を軽視し、法が禁止する商品先物取引の不招請勧誘を事実上解禁するものであり、消費者保護の観点から許容できない。

昨年4月の意見募集に対しては、当会のみならず、日本弁護士連合会、その他多くの弁護士会や弁護士会連合会、消費者団体から反対意見が提出されているが、今回の改正は、これ

らの多くの国民の意見を蔑ろにするものといえる。

以上のとおりであるから、当会は、本省令を施行することなく廃止することを求める。

2015年(平成27年)4月20日

佐賀県弁護士会

会長 江崎 匡 慶